

2023年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ 代表者名 取締役社長 CEO 岡田 直樹 (コード:5803 東証プライム) 問合せ先 執行役員 経営企画室長 浜砂 徹 (TEL.03-5606-1112)

米国子会社における不適切な不動産取得及び類似事案に 係る調査の結果に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付「米国子会社における不適切な不動産取得に係る調査に関するお知らせ」 及び2023年6月29日付「米国子会社における不適切な不動産取得及び類似事案に係る調査の進捗状況 に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の連結米国子会社(以下「米国子会社」といいます。)におけ る不動産の私的流用の疑いが判明したことにつきまして、日本及び米国にて、当社と利害関係を有しな い外部の法律事務所を起用し、調査を実施しておりました。

この度、当該外部法律事務所から調査報告を受けましたので、別紙の通り、調査結果をお知らせいたします。なお、別紙では個人情報及び秘密保護、並びに今後の米国における手続きの観点から、個人名等につきまして、匿名とし、概要のご説明としておりますことをご了承ください。

また、本件調査の対象となった米国子会社の CEO を兼任する当社取締役は、2023 年 5 月 26 日付で当 社取締役を辞任しておりますが、不適切事案についての調査結果を精査し、法令に則り然るべき手続き をとる予定です。

なお、本件に関連して、2021年3月期第3四半期から2023年3月期第3四半期までの各四半期及び各年度において、当社連結財務諸表の誤謬が判明しました。

しかし、これら誤謬による当社連結財務諸表への影響は限定的であるため、過年度の連結財務諸表の 訂正は行わず、2023年3月期連結財務諸表において、これら誤謬の訂正による累積的影響額の訂正を行 うことといたしました。

この結果、2023 年 3 月期の連結損益計算書において、2023 年 5 月 12 日公表時点から、営業利益及び経常利益が 751 百万円増加、親会社株主に帰属する当期純利益が 579 百万円増加いたしました。詳細は、本日付「(訂正・数値データ訂正)「2023 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止めるとともに、調査に当たった法律事務所からの提言を踏まえ、再発防止策を着実に実行してまいります。

株主及び投資家の皆様、並びに関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

調査結果 (概要)

第1 本調査の概要等

1. 本調査の経緯

株式会社フジクラ(以下、「当社」という。)は、2023 年 3 月 3 日の内部通報を契機に、米国子会社のCEO を兼任する当社取締役(以下、「当該取締役」又は「A 氏」という。)による当該米国子会社の不動産の私的流用の疑いを把握し、直ちに本件調査を開始した。本件調査では、当該取締役に貸与された PC、携帯電話及びタブレット端末等の機器や電子メール等に関するフォレンジックや資料収集等、米国子会社の従業員、関係先等へのインタビューやフォレンジック調査、関連書類の精査を含む広範囲の調査を進めた。

また、本事案のほか、当該取締役の指示による米国子会社の非上場有価証券投資の案件や、当該取締役の航空機やクレジットカードの使用を含む他の会社資産の使用等における類似事案の疑義が生じ、これらの類似事案についても調査対象に加え、本件調査を実施した。

2. 本調査の範囲

当社の連結米国子会社である America Fujikura Ltd. (以下「AFL」という。)の CEO である A 氏による、AFL の子会社である AFL Telecommunications LLC (以下「AFLT」という。)を介した不動産の私的流用の疑いにかかる事案 (以下、「本事案」という。)に関して、以下の範囲で調査を実施した (以下「本調査」という。)。

- ・本事案の概要及び実態の解明
- ・A 氏の指示による他の会社資産の使用等における類似事案の有無の確認とその概要及び実態の解明 (以下「類似事案」という。)
- ・当時の AFLT 及び当社における内部統制の分析及び評価
- ・AFLT の会計手続の妥当性の分析及び評価
- 本事案の原因分析
- ・当社及び AFL に対する再発防止策の提言

3. 本調査の期間

2023年3月14日から2023年6月29日まで

第2 調査結果の概要

- 1. 本事案について
 - ・2020 年、AFLT は A 氏の指示に基づき、米国・サウスカロライナ州所在の土地(以下、「本件 土地」という。)を、AFLT 名義で、400 万ドルで購入した。
 - ・A 氏は本件土地に建物(以下、「本件建物」という。)を建築し、建築費用約409万ドルのうち、254万5千ドル相当が、AFLTから支払われた。
 - ・本件土地の購入代金及び本件建物の建築費用代金の支払いに当たり、A氏は、AFLのCEO退任時に本件土地を譲り受けることについて当社との間で合意があるなどの虚偽の情報の伝達やA氏宛てに発行された本件建物の建築費用に係る請求書の変造などを行った。

そのため、AFL の CFO 兼 AFLT の CFO である B 氏は、その説明を信じたうえで、本件土地及び本件建物の代金を AFLT の資金によって支払った。

2. 類似事案について

類似事案については、以下の事案が判明した。

・クレジットカード及び小切手の私的利用

A 氏は、AFLT のクレジットカード及び小切手を私的目的のために不正に利用した。累計金額 は約42万3千ドルとなる。

・ 航空機の私的利用

A 氏は、AFLT の資金を用いて 2019 年に 600 万ドルで航空機を購入したが、当社の設備投資に関する社内規程によれば、購入前に、当社の設備投資委員会に上程されるべきであった。また、その後、航空機は AFLT によって売却され、買主より AFLT に対して月 7 万 5 千ドルでリースバックされたが、当該航空機は、A 氏の私的目的のためにも使用されていた。

• 有価証券投資

A 氏の指示のもと、AFLT の資金で行った投資の中には、AFLT の中核事業と関連性の低い投資 先が複数存在した。

3. A 氏以外の関与について

本事案及び類似事案共に、A 氏以外の AFLT の役職員の関与は確認されていない。

第3 原因と再発防止策

1. 原因

本事案及び類似事案が発生した原因として、主に以下の2点が認められた。

・A氏に権限が集中していたこと

ガバナンスに関する社内ルールが AFL 及び AFLT 内で明確に定められていなかったこと、また、AFL 及び AFLT における事業上の判断や運用の権限が A 氏に集中していたことから、A 氏が AFLT の資産を私的に流用することが可能な内部統制環境となっていた。また、AFL グループの役職員が、CEO を長年勤めており人事権限を持つ A 氏に対して異論を唱えることができない風潮があった。

・A氏に対する牽制の実効性がなかったこと

本事案及び類似事案のいずれについても、当社の決裁権限において、その実行にはA氏の承認で足り、当社取締役会の承認が不要であったため、当社側で本事案及び類似事案を検知することができなかった。

AFL における A 氏以外の役職者の業務執行への関与が限定的であり、AFL における Executive Committee が形骸化するなど、A 氏の意思決定のみで業務執行が行われることが常態化しており、AFL の CFO である B 氏による A 氏への牽制も十分でなかった。

2. 再発防止策

調査チームからは、本事案及び類似事案は、A氏個人の私利私欲に基づく私的な不正であり、他の関与者等は認められていない為、A氏の当社取締役及びAFLグループのすべての役職からの退任によって基本的な再発防止は図ることができるものと考えられるとの見解を示されている。しかし、本調査を通じて判明したAFLにおけるガバナンス上の脆弱性については、本事案を契機に見直し、同様の問題が生じないようにすることが必要である。

なお、調査チームからは、再発防止策として、AFLにおいて特定の役員への権限集中の見直しや、AFLにおけるガバナンス体制、内部規程等の強化、役職員への教育の実施などが提示されている。